## 地域金融機関の職員様向け

# 顧客相談 サポート通信

# NEWS LETTER

2011.4. Vol.14

発行:©行政書士 ほこだて法務事務所 〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15 TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

## < 目 次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『創業50年の中小製造業の事業承継案件①』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『非上場株式に係る相続税の納税猶予の特例を受けるには?』
- ・編集後記

 $\bigcirc$ 

ア

イ

ルに

綴

じて保存できま

す

0



身近な法律手続アドバイザー 行政 書士 鉾立 榮一朗 (ほこだて えいいちろう) 事業承継アドバイザー ECA 宅地建物取引主任者 ビジネス法務エキスパート®

1974 年生れ おひつじ座 B型 趣味:キャンプ、登山、サッカー 事務所代表者ブログを執筆中↓ 「刺激をシェアしよう! 検索

# くごあいさつ>

こんにちは、ほこだてです。

東日本大震災発生から1ヶ月が経過しました。

この 1 ヶ月間は、多くの人々が、「今できることは何か?」という命題を 考え続けた 1 ヶ月であったと思います。と同時に、「職業人としてできる ことは何か?」と考えたとき、改めて自分の携わっている「仕事の意義」 について、問い直された方も多いのではないでしょうか。

私個人の考えとしては、やはり職業人としての自分の役割は、自分の仕事 を通じて、お客様の経営・財産問題の解決をサポートするということ。

これからも、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の "ハッピーな将来を実現する" お手伝いをして行きたいと思います。

# -<サポート事例>-

### 『創業 50 年の中小製造業の事業承継案件(1)』

今回のサポート事例は、創業 50 年の中小製造業の 事業承継案件です。

取引先の信用金庫様にご案内されて、S 社の代表 取締役会長(90歳代)とお会いしたのは昨年の年 末のことでした。同社の目下の悩みは、高評価に なっている自社株式の承継。長年こつこつと一生 懸命仕事をしてきたところ、内部留保金が積みあ がり、結果として自社株式の評価がとても高くな ってしまったとのこと。会長が保有する自社株式 の割合は約70%。もう何年も前から顧問経理士に 自社株式の承継対策について相談しているが、何 の提案も出てこない。しびれを切らしてメインバ ンクの信用金庫に専門家を紹介してほしいと相談 したとのことでした。

一般的に、自社株式の承継対策を考えるときは、 ①経営権の承継(後継者への議決権の集中)と、 ②財産権の承継(株式の評価引き下げなど)について検討します。加えて本件では、会長の個人資産が多額であったため、全体としての個人の相続税対策も必要であると判断。そこでまずパートナーの税理士と連携して、「相続税の試算」と「事業承継対策の骨子」について提案させていただくことになりました。

## 『対策のメインは事業承継税制の活用』

当事務所の担当業務は、一つは、相続税試算のための基礎資料の調査・取得業務。個人・法人の確定

\*web でバックナンバーをご覧いただけます ≫

ほこだて法務事務所

検索

# -<サポート事例>-

申告書、会社・不動産の謄本、土地・家屋名寄帳 などの整備です。二つ目としては、自社株式の承 継対策のうち、②財産権の承継でメインの対策と なる「事業承継税制」の活用を検討することでし た。事業承継税制とは、平成21年4月に始まった 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 で、この制度を適用することができれば、後継者 が相続で取得した株式のうち発行済み株式総数の 3分の2までは、課税価格の80%に対応する相続 税の納税が猶予されるというものです。条件とし て、納税猶予を受けた後の5年間は事業継続要件 を満たすことなどが必要ですが、机上の計算では 約 2000 万円の相続税軽減のメリットがあること がわかりました。他の要件も精査したところ、同 社はこの制度を適用する条件が揃っていました。

そして今年の2月上旬、後継社長と経営幹部、信 用金庫の担当課長を交えて、事業承継対策のプレ ゼンを行いました。パートナー税理士の試算によ ると、対策を何もしない場合の相続税額は約 4000 万円。今後の対策としては、メインの事業承継税 制の活用、その他にも代表取締役会長の代表権返 上(役員変更)と役員報酬の支払停止、未払配当 金の精算、会長・法人間の賃貸借契約の見直し、 自社株式の生前贈与、評価引き下げ可能な資産へ の組み替えなどを提案させていただきました。

後継社長から「すぐに対策を進めてほしい」との 依頼があり、継続的な事業承継計画の立案と各種 手続の実行をパートナー税理士と共にお手伝いさ せていただくことになりました。(次号につづく)

## <相談業務引き出しメモ>

## 『非上場株式に係る相続税の納税猶予の特例を 受けるには?』

今回のサポート事例に登場した「事業承継税制」。 非上場株式に係る相続税の納税猶予の特例を受け る場合の手続の流れは、以下の通りです。

- 1. 相続開始前に経済産業大臣の確認を受ける 後継者が特定されていることや計画的な事業承 継に係る取り組みを行っていることについて 「経済産業大臣の確認」を受けることが必要。
- 2. 相続開始後、経済産業大臣の認定を受ける 会社の要件、後継者(相続人等)の要件、先代 経営者(被相続人)の要件を満たしていること についての「経済産業大臣の認定」を受けるこ とが必要。

## 3. 認定取得後、相続税の申告をする

- 4. 相続税の申告期限から5年間、事業を継続する
  - ① 認定を受けた会社の代表者であること。
  - ② 雇用(従業員数)の8割以上を維持すること。
  - ③ 相続した対象株式を保有していること 等。
  - ④ 事業継続期間中は毎年1回、経済産業局に対 して所定の報告が必要。また、税務署に対し ても「継続報告書」を提出すること。
- 5. 事業継続期間経過後の取り扱い

納税猶予の対象株式を継続保有していれば、納 税猶予は継続されます。また、当該経営者(後 継者)が死亡した時など一定の場合は、猶予さ れている相続税の全部又は一部の納付が免除さ れます。

# <編集後記>

先日、地元で「かみいぐさ坂市」という小さな地域 マーケットが開催されました。主催はプライベー トで私が参加している「まちづくり上井草」。初開 催ながら、老若男女、多くの地域住民の方々が集 まり盛況に催すことができました。出店料の全額 と売上の一部として集まったお金は計 37,398 円。 このお金は、日本 NPO センターを通じて、「東日 本大震災現地 NPO 応援基金」に寄付されました。

行政書士 ほこだて法務事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、 お客様の"ハッピーな将来を実現する"お手伝いをしております。

#### <主要業務>

#### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家庭の資金繰りサポート 貸地·借地 成年後見

## ■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り 契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

- 外国人のお客様(入管手続)
- ◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画に ついてもお気軽にご相談ください。



ご相談承ります。地域密着の身近な法律手続アドバイザー ほこだて法務事務所 手士

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

相談業務に役立つ小冊子 『間違いのない遺言書 の書き方 5つのチェッ クポイント』 無料請求受付中

〔9:00~20:00〕 03-531 FAX 03-5311-0781 日祝休

□ ホームページ http://www.hokodate-jimusyo.com ≫│ほこだて法務事務所│